

保存版 東原小学校の地震・風水害対応

令和6年9月 座間市教育委員会
(R 6.9.1 更新)

I [地震対応]

1 登校前に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

登校前に市域で震度5弱以上の地震が起こった場合には、学校は「臨時休校」になります。児童の登校を控えさせてください。

2 児童の在校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

(1)原則、直ちに授業を打ち切ります。児童の初期安全を確保した後、安全な場所に避難誘導し、保護者等引取り人が学校に引き取りに来るまで学校で預かり（留め置き）ます。

(2)“市域に震度5弱以上の地震”の情報を受けて、保護者等引取り人は自主的に引き取りに向かってもらいますが、学校からは念のため引き取りの依頼や保護状況等を保護者連絡システム（スマホで連絡とれる）、災害用伝言ダイヤル、学校ホームページ（以下で「保護者連絡システム等」という）など、可能な範囲の手段で情報発信します。

(3)学校留め置きが長時間に及ぶ場合、飲料水は非常用飲料水貯水槽からの汲み上げ水を、食料は防災用備蓄食料（アルファー米、おかゆ等）を、また、毛布等が必要な場合は防災備蓄倉庫に保管のものを利用します。

3 児童の登下校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

(1)登校時に発生した場合には、原則として児童はそのまま登校することとし、その後は在校時の発生と同様に引き取りが行われるまで留め置きます。

(2)下校途中の発生においては、原則として児童はそのまま下校して、あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難することとします。地震発生時に校内に残っている児童は引き取りが行われるまで留め置きます。

4 校外学習中に震度5弱以上の地震（大規模地震）に遭遇したとき

(1)遠足、修学旅行、職業体験、芸術祭等の行事において地震が発生した場合は、最寄りの避難所等に避難し、現地の対策本部の指示に従い行動します。

(2)引率者は学校や市教育委員会、現地の公的機関等と連携をとりながら、適切な場所で保護者に引き渡すことを原則とします。保護者には保護者連絡システム等で引き渡し方法をお知らせします。

5 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）

特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童に不安が生じる恐れがある場合

には、情報の内容・趣旨について説明するなどします。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

・必要に応じて校内災害対策本部を設置します。

不十分な情報により児童に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。

教職員は、情報収集・連絡体制の確認、避難経路図・避難先の確認、施設・設備の点検、児童等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。

(1)授業・特別活動等（休み時間・始業前・放課後等を含む）中に発表されたとき 原則、平常授業を続けます。状況に応じて、市教育委員会が臨時休業等を指示します。

(2)登校・下校時に発表されたとき

状況に応じて、市教育委員会が引き取り・集団下校・通常通り等を指示します。

登下校中は、原則、通学路をそのまま安全に注意しながら登下校します。状況によつては近くの避難場所等へ向かいます。

(3)校外活動前に発表されたとき

発災時に安全確保が難しい場合は、中止・変更をします。

(4)校外活動中に発表されたとき

引率責任者は、学校に連絡し指示を受けます。（状況に応じて引率責任者が判断します。）また、地域の情報を収集し、必要に応じて近くの避難所に避難させます。

6 大規模地震にあたらない地震発生時の対応

(1)大規模地震にあたらない地震でも、被害状況等により一斉下校させる場合があります。その際には、保護者に保護者連絡システム等で知らせます。

(2)次のような場合は、大規模地震発生時と同様に児童の預かり、引き渡しの対応を行います。この場合にも保護者連絡システム等で保護者に引き取りを要請します。

①自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合

②学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合

II [風水害対応]

1 前日に荒天（台風接近等）が予測される場合

(1)台風等で前日から次の日の荒天が予測される場合には、教育委員会教育指導課との協議により前日の段階で翌日の措置を判断するよう努めます。

(2)措置が決定した場合、保護者連絡システム等で情報提供します。

2 前日に予想できず、登校前に座間市に「警報」が出されたとき

(1)座間市に朝6時以降に警報が出されている場合には、特段の連絡がなくても児童は「自宅待機」します。

(2)その後の措置（「時間を遅らせての始業」や「臨時休業」）については、教育委員会教育指導課との協議により下した判断を保護者連絡システム等で保護者に伝えます。

3 児童の在校時に座間市に「警報」が出されたとき

- (1)児童の在校時に「警報」等が出され、下校対策を考慮する必要がある場合には、教育委員会教育指導課との協議に基づいて次のように判断・措置します。
- ①下校完了まで風が強くならないと予測される場合には「一斉下校」とします。
- ②下校時に風雨が強まる予測される場合には「地区別集団下校」とします。
- ③通学路の状況等により児童だけの下校が不可能な場合には、風雨が弱まるまで学校で待機させます。待機が17時を過ぎる場合には保護者への引き渡しとします。
- (2)措置内容については保護者連絡システム等で保護者に伝えます。

4 「警報」が出されているときの校外学習の扱い

- (1)遠足、体験学習などは原則として延期・中止としますが、目的地に警報が出ておらず出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合は、実施する場合もあります。
- (2)修学旅行は原則実施し、現地の状況に合わせて行程を調整します。ただし、交通機関や宿泊施設の使用不能など特別な場合は中止もあります。

III 市内に「雷注意報」が発表された場合の対応

1 児童が登校する前

- (1)座間市内に「雷注意報」が朝6時以降に発表されている場合には、各学校で近隣校と情報共有しながら対応、できるだけ同じ対策を講じます。
- (2)登校を遅らせる必要がある場合には速やかに、保護者連絡システム等により保護者に連絡します。

2 児童が授業中の場合

屋外での教育活動においては、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに天気の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じます。

3 児童が下校時の場合

下校時刻を変更する場合は、保護者連絡システム等で速やかに保護者に連絡します。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合には、保護者等引取り人への引き渡しを行います。

IV [地震や風水害時の出欠席の扱い]

- (1)学校が臨時休業となったときは授業日ではなくなるので、出欠席の記載はありません。
- (2)学校が登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げをしたときは、変更された日課時間に在校した児童は通常の「出席」です。
- (3)周辺地域の状況を見て家庭の判断で休ませた場合は「出席停止・忌引等」に当たり、出席を要しない日となります。また、登校を遅らせた場合は「遅刻」とせず「出席」扱い

となります。

V [家庭での情報の受発信]

I 気象情報発表状況の確認方法

- 地上デジタル放送受信中にデータボタンを押すと、いつでも座間市の気象情報を入手できます。
- NTTの「177」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、冒頭で放送されます。
- 気象庁のホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>) から、防災気象情報→気象警報・注意報→地図上の神奈川県をクリックすると座間市の状況を見ることができます。

2 「災害用伝言ダイヤル」を使った学校からの情報の受け取り方法（災害時のみ利用可）

- 災害用伝言ダイヤルを聞く方法

学校の代表電話番号

「171」→「2」→「046-253-3145」→再生

3 「災害用伝言ダイヤル」を使った家庭（保護者）からの情報の発信方法（災害時のみ利用可）

- 災害用伝言ダイヤルの録音方法

「171」→「1」→「市外局番からの自宅の電話番号」→録音

※2・3の災害用伝言ダイヤルは「ガイダンス」が流れますので、それに従って再生・録音をしてください。

【学校電話番号】046-253-3145